

令和8年度 岩国市が定める幼稚園・認定こども園・保育園・小規模保育事業所の保育料

(1) 幼稚園・認定こども園を4時間程度利用(1号認定) (2) 保育園・認定こども園・小規模保育事業所を8時間程度を超えて利用(2. 3号認定)

(月額)					
階層	階層区分		3歳以上		
			保育料	主食費	副食費
	010	生活保護世帯		0	各園の定めにより徴収
020	市民税非課税世帯				
021	〃で、ひとり親、障害者世帯等				
030	市民税均等割課税世帯(所得割非課税)				
031	〃で、ひとり親、障害者世帯等				
040	市民税所得割額	38,600円以下			
041		〃で、ひとり親、障害者世帯等			
050		38,601円以上 77,100円以下			
051		〃で、ひとり親、障害者世帯等			
060		77,101円以上 110,700円以下			
070		110,701円以上 144,200円以下			
080	144,201円以上 177,700円以下	各園の定めにより徴収 ※1			
090	177,701円以上 211,200円以下				
100	211,201円以上				

【表に定める副食費の免除措置】

※1) 3歳から小学校3年生までの範囲の兄弟姉妹のうち、3番目以降の児童は副食費の徴収は免除されます。

※2) 小学校入学までの範囲の兄弟姉妹のうち、3番目以降の児童は副食費の徴収は免除されます。

(月額)									
階層	階層区分		年少～年長クラスの児童 (R2.4.2～R5.4.1生まれ)			年々少クラス以下の児童 (R5.4.2以降生まれ)			
			保育料	主食費	副食費	保育料(主食費・副食費を含む)			
							11時間利用	8時間利用	
010	生活保護世帯		0	各園の定めにより徴収	0	0	0		
020	市民税非課税世帯					0	0		
021	〃でひとり親、障害者世帯等					0	0		
030	市民税均等割課税世帯(所得割非課税)					9,900	9,700		
031	〃でひとり親、障害者世帯等					4,200	4,100		
040	市民税所得割額	48,599円以下				13,600	13,300		
041		〃でひとり親、障害者世帯等				6,000	5,900		
050		48,600円以上 57,699円以下				15,500	15,200		
051		〃でひとり親、障害者世帯等				6,000	5,900		
060		57,700円以上 64,999円以下				徴収※2	17,300	17,000	
061		〃でひとり親、障害者世帯等	0	6,000	5,900				
070	65,000円以上 77,100円以下	徴収※2	19,200	18,800					
071	〃でひとり親、障害者世帯等	0	6,000	5,900					
080	市民税所得割額	77,101円以上 81,999円以下	各園の定めにより徴収 ※2	21,000	20,600				
090		82,000円以上 96,999円以下		24,400	23,900				
100		97,000円以上 122,999円以下		27,800	27,400				
110		123,000円以上 149,999円以下		31,200	30,600				
120		150,000円以上 168,999円以下		37,400	36,800				
130		169,000円以上 279,999円以下		43,600	42,800				
140		280,000円以上 300,999円以下		49,800	49,000				
150		301,000円以上 396,999円以下		56,000	55,000				
160		397,000円以上	72,800	71,600					

【表に定める副食費の免除措置】

- ※1) 3歳から小学校3年までの範囲の兄弟姉妹のうち、3番目以降の児童は副食費の徴収は免除されます。
- ※2) 小学校入学までの範囲の兄弟姉妹のうち、3番目以降の児童は副食費の徴収は免除されます。

【表に定める保育料の軽減措置(年々少クラス以下の児童対象)】

- 令和6年9月より、生計を一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降の保育料を無料にします。(第1子が就労により保護者からの扶養を外れている場合、第1子が児童養護施設等に入所している場合、第1子が別世帯にて祖父母等に扶養されている場合などは「生計を一にする子ども」に含まれず、その下の子は無料の対象にはなりません。)

- 注) 1. 4～8月は令和7年度の市民税額、9月～翌年3月は令和8年度の市民税額により階層が決定されます。
2. 市民税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別控除等)は適用されません。
3. 保育料は、児童の父母の課税額の合計により算出するほか、同居の祖父母の課税額を合計する場合があります。
4. この保育料のほか、施設により教材費や行事費などの実費徴収費や上乗せ徴収費が必要な場合があります。